

【資料】国際海洋法裁判所「深海底活動責任事件」 2011年2月1日勧告的意見 (一)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」国際海洋法裁判所海底紛争裁判部勧告的意見

| |
|----------------|
| 目次 |
| 序 |
| 質問1について (以上本号) |
| 質問2について |
| 質問3について |
| 主文 |

はしがき

1996年10月1日に設立された国際海洋法裁判所 (ITLOS) は、これまで23件の事件が付託され、19の判決・勧告的意見を出している¹⁾。本稿で全訳した「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」に関する勧告的意見は、2010年5月14日の国際海底機構からの要請²⁾に基づき、2011年2月1日にITLOSの海底紛争裁判部が与えた第17号事件についてである³⁾。

常設国際司法裁判所 (PCIJ) と国際司法裁判所 (ICJ) の判決・勧告的意見

-
- 1) 2015年4月10日現在。付託された23件のうち、1件が他の事件と併合、2件が訴えの取り下げ、1件が現在審理中である。
 - 2) その要請文その他の関連文書については、青木隆が訳出したものがある。青木隆「【資料】国際海底機構理事会による勧告的意見の要請」『清和法学研究』17巻1号 (2010年) 139頁以下。
 - 3) この事件に関する勧告的意見その他の公式文書は、国際海洋法裁判所ウェブサイトで見ることができる (<https://www.itlos.org/en/cases/list-of-cases/case-no-17/>)。

の全訳または全訳に近い作業はそれほど多くはないが、最も権威あるものは、皆川洗編著『国際法判例集』（有信堂、1975年）であろう。こういった作業が少ないこと理由は、推測の域を出ないが、労力の割には研究としての評価に結びつかないことのほか、訳出はどう原文に忠実に訳すよう心がけても正確さに欠け、結局は原文に当たるのが最も間違いないこと、特に、ICJ・PCIJの判決・勧告的意見の正確な理解を必要とするのは、国際法を専門とする研究者・大学院生のほかには国際法を高い水準で学ぶ学部生や外務省担当者など限られた人たちであるが、こういった人たちは原文を正確に読む十分な訓練を受けているため、特段訳出したものを必要としないという事情があるものと思われる。

ところで、国際海洋法裁判所の判決・勧告的意見についてはICJ・PCIJとは事情が多少異なる。ITLOSが扱う事案には、国際法の研究者・学生や外務省担当者以外に、特に産業界に関わりがあるものが少なくない。第一に、ITLOSもICJ・PCIJと同じく主として国家間紛争を扱う国際裁判所であるが、例外的に民間人が裁判当事者として裁判に参加することが認められている（国連海洋法条約187条(c)ほか）。第二に、形式的には国家間紛争であり裁判当事者は国という体裁を残しつつも、特に早期釈放事件においては、実態として民間人が裁判当事者として深く関与している。例えば、ITLOSに付託された9件の早期釈放事件のいくつかは、代理人を含め原告側代表団の全員が民間人である。第三に、ITLOSが扱う事案は、漁業や環境分野など産業界に密接に関わるものが少なくない。本稿が取り上げた本件事項もその1つであり、この裁判のきっかけは企業による深海底探査計画の申請であり（本件勧告的意見4項参照）、また、この裁判ではその資格がないにも関わらずあえて民間団体が意見書を提出し参加を求めている（同13～14項参照）。この勧告的意見において詳しく分析がなされた国際海底機構作成の鉱業規則は、日本において、後述するように国際法研究者ではなく産業界で全訳がなされるなど大きな関心が寄せられている。

そのような事情に鑑みると、ITLOSの判決・勧告的意見を国際法の専門家以外にも広く紹介しその関心に応えることは、国際法の研究者の作業として十分に意味のあることのように思う。本稿は、そのような考えからITLOS判決・勧告的意見の全訳作業の1つとして作成されたものである。

ここで、抄訳でなく全訳を試みたのは、次のような理由による。第一に、抄訳は国際法研究者としての訳者の関心や学術的に重要な点に重きが置かれることとなり、それは産業界の関心と合致するとは限らない。第二に、抄訳は判決・

勧告的意見の論理の骨格が分かるのみで、原文に当たらない限りそれ以上の細部が把握できない。第三に、裁判の実務や実際の裁判手続という観点からいうと、判決・勧告的意見の冒頭に必ず記される裁判に至るまでの経緯や手続の箇所は、実は重要である。前記の皆川の著書でもこの部分の訳出はなされていないが、今後日本が国際裁判の当事者として関与する機会が増えるようになる⁴⁾、この点にも目を向けるべきである。

ITLOSの判決・勧告的意見の全訳作業としては、青木隆によるものが精力的に多く積み重ねられている⁵⁾。したがって、今後の全訳作業は、重複を避けることが望ましい。本稿を含め今後の作業対象とする事件は、必ずしも年代順ではなく、比較的重要性の高いものや訳者自身の関心が強いものから順に訳出する予定である。

なお、本作業を今後掲載する予定である小樽商科大学紀要の『商学討究』は、本学付属図書館サイトで公開されており⁶⁾、大学研究者以外も容易に入手することができる。このことも、上記の本作業の目的に資するものと考ええる。

訳出にあたっては、公定訳がある条約については当然公定訳に従っているが、公定訳のない文書については、まず、外務省経済局海洋課監修『英和对訳 国連海洋法条約〔正訳〕』（成山堂書店、1997年）に掲載されているものについてはすべてこれに依った。これに掲載されていない公定訳のない文書の訳は、基本的に、奥脇・岩沢編集代表『国際条約集2015』（有斐閣）に依ったが、国連国際法委員会（ILC）国家責任条文は一部変更している。ITLOS規則の訳は、

4) 1999年のITLOSみなみまぐろ事件（暫定措置）が日本にとって約100年ぶりの国際裁判であったが、その後約10年の間に日本が裁判当事者となる3件の事件が国際裁判所に付託されている（2007年にITLOSに2件（同年判決）、2010年にICJに1件（2014年判決））。

5) 第1号事件「サイガ号事件」：『法学研究（慶応大学）』71巻9号（1998年）123頁以下。

第2号事件「サイガ号事件（第2号）」：『法学研究』72巻10号（1999年）77頁以下。

第3・4号事件「みなみまぐろ事件」：『法学研究』72巻10号（1999年）122頁以下。

第5号事件「カモコ号事件」：『法学研究』73巻6号（2000年）83頁以下。

第10号事件「MOX工場事件」：『法学研究』76巻7号（2003年）57頁以下。

第11号事件「ヴォルガ号事件」：『法学研究』76巻7号（2003年）71頁以下。

6) <http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/handle/10252/90/bulletin/>.

この条約集に掲載されているITLOS規則とICJ規則のほか、青木隆「国際海洋法裁判所の手続」『清和法学研究』5巻1号(1998年)279頁以下を参考にした。

国際海底機構が作成した2つの鉱業規則(2000年団塊規則⁷⁾及び2010年硫化物規則)の訳については、海洋資源・産業ラウンドテーブルが訳出した『国際海底機構(ISA):深海底における多金属性団塊の概要調査及び探査に関する規則』(2012年)及び『国際海底機構(ISA):深海底における多金属硫化物の概要調査及び探査に関する規則』(2012年)の冊子⁸⁾を参考にした。

公定訳のない文書で用いられた用語は、公定訳のある関連する他の条約で用いられているものについては可能な限りその公定訳を用いた。

本件勧告的意見の訳出は、基本的に英文に基づいているが、適宜仏文も参照している。

【翻訳】「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」国際海洋法裁判所海底紛争裁判部勧告的意見

目 次

| | |
|----------------------|---------|
| 序 | 1～71項 |
| I. 本件勧告的意見の要請 | 1～3項 |
| II. 本件要請に至る事情 | 4項 |
| III. 本件裁判手続の経緯 | 5～24項 |
| IV. 勧告的手続における当裁判部の役割 | 25～30項 |
| V. 管轄権 | 31～45項 |
| VI. 受理可能性 | 46～49項 |
| VII. 適用のある法と手続規則 | 50～56項 |
| VIII. 解釈 | 57～71項 |
| 概 説 | 57～60項 |
| <u>複数の言語による国際文書</u> | 61～63項 |
| <u>主な用語の意味</u> | 64～71項 |
| 質問1について | 72～163項 |
| I. 保証 | 74～81項 |

7) 団塊規則は、この勧告的意見の後の2013年に改正されている。

8) いずれも非売品である。この冊子は、これを作成した海洋資源・産業ラウンドテーブルより快く提供をいただいた。ここに記して感謝したい。

| | |
|--|-----------------|
| II. 「深海底における活動」 | 82～97項 |
| III. 概要調査 | 98項 |
| IV. 義務 | 99～120項 |
| <u>主要条文</u> | 99～102項 |
| <u>保証国が確保しなくてはならない契約者の遵守義務</u> | 103～106項 |
| <u>「確保する義務」</u> | 107～116項 |
| <u>確保する「相当の注意」義務の内容</u> | 117～120項 |
| V. 保証国の直接義務 | 121～140項 |
| <u>国際海底機構を援助する義務</u> | 124項 |
| <u>予防的アプローチ</u> | 125～135項 |
| <u>環境のための最良の慣行</u> | 136～137項 |
| <u>海洋環境の保護のために国際海底機構が緊急の</u> <u>命令を発する事態における対応能力の保証</u> | 138項 |
| <u>救済手段の利用</u> | 139～140項 |
| VI. 環境影響評価 | 141～150項 |
| VII. 開発途上国の利益とニーズ | 151～163項 |
| 質問2について | 164～211項 |
| I. 適用のある条文 | 165～169項 |
| II. 責任一般 | 170～174項 |
| III. 義務の不履行 | 175～177項 |
| IV. 損害 | 178～184項 |
| <u>義務不履行と損害の間の因果関係</u> | 181～184項 |
| V. 責任の免除 | 185～187項 |
| VI. 海洋法条約における責任の範囲 | 188～205項 |
| <u>責任の基準</u> | 189項 |
| <u>複数国による保証</u> | 190～192項 |
| <u>賠償金の額と方式</u> | 193～198項 |
| <u>契約者の責任と保証国の責任の関係</u> | 199～205項 |
| VII. 保証国の直接義務の違反についての責任 | 206～207項 |
| VIII. 「適用を妨げることなく」の文言 | 208～211項 |
| 質問3について | 212～241項 |
| I. 概要 | 213～217項 |
| II. 法令と行政上の措置 | 218～222項 |
| III. 契約という手法による遵守？ | 223～226項 |
| IV. 措置の内容 | 227～241項 |
| 主 文 | 242項 |

勸告的意見

臨席者：TREVES海底紛争裁判部長；MAROTTA RANGEL, NELSON, CHANDRASEKHARA RAO, WOLFRUM, YANAI, KATEKA, HOFFMANN, GAO, BOUGUETAIA, GOLITSYN各裁判官；GAUTIER書記

「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」について

上記の裁判官から構成される海底紛争裁判部は、次のとおり勸告的意見を与える。

序

I. 本件勸告的意見の要請

1. 本件質問は、国際海洋法裁判所の海底紛争裁判部（以下「当裁判部」とする。）に勸告的意見が要請されたものであり、2010年5月6日に国際海底機構の理事会が第16会期において採択した決定ISBA/16/C/13に記されている。2010年5月14日に当裁判所書記局に対し電子的な方法で送付された2010年5月11日付の書簡によって、国際海底機構の事務局長は、同機構理事会が採択したこの決定について当裁判部に正式に通知した。2010年5月17日に、当裁判所書記局はこの書簡の原本を受理した。この理事会決定の英語とフランス語の認証謄本が、2010年6月8日に同機構の法務官から送られ、同日、当裁判所書記局が受理した。この理事会決定は、以下である。

「国際海底機構理事会は、

深海底において開発に向けた活動がすでに開始していることを考慮し、

理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関して意見交換が行われたことに留意し、

国連海洋法条約（以下「条約」とする。）191条に基づき、国際海洋法裁判所海底紛争裁判部に対し、同裁判所規則131条に従い以下に掲げる質問に関して勸告的意見を与えるよう要請することを、決定する。

1. 条約（特に第11部）及び1994年の国連海洋法条約第11部実施協定に基づく、

深海底における活動の保証に関する条約締約国の法的な責任と義務（legal responsibilities and obligations）は何か。

2. 条約153条2項(b)に従い締約国が保証する者が条約（特に第11部）及び1994年実施協定の規定に従わなかったことについての当該国の責任（liability）の範囲は何か。
3. 保証国が、条約（特に139条と附属書Ⅲ）及び1994年実施協定に基づく自国の義務（responsibility）を履行するためにとらなくてはならない必要かつ適当な措置は何か。」

2. 本件要請は第17号事件として総件名簿に記載され、本件事件は「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」と名付けられた。

3. 2010年5月11日付の書簡で、国際海底機構の事務局長は、当裁判部に対し、今後の裁判手続について同機構の法務官を国際海底機構の代表者に任命したことを、通知した。

II. 本件要請に至る事情

4. 当裁判部は、本件勧告的意見の要請に至った事情を記す必要があると考える。

- 2008年4月10日、国際海底機構は、国連海洋法条約（以下、「海洋法条約」または「条約」とする。）附属書Ⅲ第8条に従い、同機構による活動（事業体を通じて行うものまたは開発途上国と連携して行うもの）の実施のために留保されている区域において探査を行うための業務計画の承認を求める2件の申請を受理した。これらの申請を行ったのは、Nauru Ocean Resources社（ナウル共和国が保証）とTonga Offshore Mining社（トンガ王国が保証）であった。
- これらの申請は、同機構の法律・技術委員会に提出された。2009年5月5日、これらの申請者は、同機構に対し、申請の審査を延期するよう要請した。2009年5月25日から6月5日まで開催された同機構第15会期において、法律・技術委員会は、この件を延期することを決めた。
- 2010年3月1日、ナウル共和国は、同機構事務局長に対し、保証国の責任（responsibility and liability）に関する諸問題について、当裁判部から勧告的意見を求めることを提案した（この提案はISBA/16/C/6に記載され

ている)。

－ナウル共和国は、この提案の理由として特に次のことを述べた。

「2008年に、ナウル共和国は、Nauru Ocean Resources社からの深海底における多金属性の団塊の探査のための業務計画の申請を保証した。ナウルは、他の多くの途上国と同じく、国際水域で海底採鉱を行う技術能力と資金力をまだ有していない。我々途上国が深海底での活動に効果的に参加するためには、世界規模の民間企業と契約をしなくてはならない（途上国が外国直接投資を必要とするのとはほぼ同じである）。途上国は、国際水域で海底採鉱を行う資金力を持たないだけでなく、その採鉱プロジェクトに伴う潜在的な法的リスクに耐えるだけの余力もない。そのように認識しつつもナウルがNauru Ocean Resources社を保証したのは、当初、ナウルがその保証から生じる潜在的な責任 (liabilities) ないし費用を（相当に高い確実性をもって）現実に軽減することができるということを前提としていたためである。このことは重要である。というのは、こういった責任ないし費用は、場合によっては、ナウル（及び他の多くの途上国）の資金力を超過しかねないからである。陸上での採鉱なら、国が負うリスクは国がすでに有しているもの（例えば自然環境）を失うということに止まるが、それとは異なり、途上国が深海底での活動について責任を負うとされる場合、途上国は実際に有しているもの以上を失うことになりかねない。」(ISBA/16/C6, para.1)

「結局のところ、保証国が潜在的に大きな責任に晒されるとなると、ナウルや他の途上国は、深海底における活動に効果的に参加できなくなる。深海底活動への途上国の効果的な参加は、海洋法条約第11部、特に148条、150条(c)及び152条の目的及び原則の1つである。その結果、ナウルは、責任 (responsibility and liability) に関する第11部の関連規定の解釈について何らかの指針が示されることが不可欠であると考えに至った。そのような指針があれば、途上国は、自国の能力の範囲でこのリスクを効果的に軽減できるかどうかを評価することができるし、改めて深海底での活動に参加するかどうか情報を得て判断することができる。」(ISBA/16/C/6, para.5)

－ナウルの提案は、国際海底機構理事会第16会期の議題とされた。この会期では、第155回会合、第160回会合及び第161回会合で、この議題について集中的に審議された。

－理事会は、ナウル提案をそのままの形では採択しなかった。審議に参加した多くの国の希望を考慮して、理事会は、もう少し抽象的ではあるが簡潔

な形で3つの問題について勧告的意見を要請することとした。

- 理事会は、2010年5月6日の第161回会合で採択した決定ISBA/16/C/13でこれらの問題を定式化した。この決定は、同機構が陳述書及び弁論で示したように、「投票なし」でかつ「異議なく」採択されたものである（機構の陳述書2.4項；機構の弁論ITLOS/PV.2010/1/Rev.1, p. 10, lines 16-21）。

Ⅲ. 本件裁判手続の経緯

5. 2010年5月17日付の口上書で、裁判所書記は、裁判所規則（以下「ITLOS規則」とする。）133条1項に基づき、すべての海洋法条約締約国に対し本件勧告的意見要請について通知した。

6. 2010年5月18日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連－海洋法裁判所協力関係協定4条に基づき、国連事務総長に対し本件勧告的意見要請について、通知した。

7. 2010年5月18日付の命令により、当裁判部長は、ITLOS規則133条2項に基づき、国際海底機構及び、同機構総会においてオブザーバーとして参加する政府間国際機構として招聘される団体は、勧告的意見のために当裁判部に付託された質問に関する情報を提供することができるとされたことを、決定した。そのため、同部長は、海洋法条約締約国、同機構及び上記政府間国際機構に対し、本件質問に関する陳述書を提出するよう、要請した。部長は、この命令において、ITLOS規則133条3項に基づき、本件質問に関する陳述書を当裁判部に提出する期限を2010年8月9日と定めた。部長はまた、この命令において、ITLOS規則133条4項に基づき、口頭手続を行うこと及びその開始日を2010年9月14日とすることを、決定した。海洋法条約締約国、同機構及び上記政府間国際機構は、弁論に参加することが要請され、また、口頭陳述を希望する場合はその意思を2010年9月3日までに書記に示すよう要請された。

8. 海洋法条約191条は、当裁判部に対し、「緊急に処理を要する事項として」勧告的意見を与えるよう定めている。本件において、当裁判部長命令に記された陳述書の提出期限と弁論の開始日は、この要請を満たすよう定められたものである。

9. 2010年7月28日付命令で、当裁判部長は、当裁判部に付託された要請に配慮しつつ、陳述書の提出期限を2010年8月19日に延期した。

10. 2010年7月30日付書簡で、国際海底機構の法務官は、ITLOS規則131条に

基づき、当裁判部に対し、本件要請の理由を記した文書を含むファイルを送付した。このファイルは裁判所のウェブサイトに掲載された。

11. 当裁判部長が定めた期限までの間に、12カ国から陳述書が提出された。その12カ国は、受理された順番に、英国、ナウル、大韓民国、ルーマニア、オランダ、ロシア連邦、メキシコ、ドイツ、中国、オーストラリア、チリ及びフィリピンである。その同じ期限までの間に、国際海底機構と他の2の団体——海洋金属共同機構（Interoceanmetal Joint Organization）と国際自然保護連合（IUCN）——からも陳述書が提出された。

12. 裁判所書記は、これらの陳述書を受理した後、裁判所規則133条3項に基づき、その写しを海洋法条約締約国、国際海底機構及び陳述書を提出した団体に送付した。2010年8月19日に、ITLOS規則134条に基づき、当裁判部に提出された陳述書が裁判所ウェブサイトで開催された。

13. 2010年8月17日、裁判所書記局は、グリーンピース評議会と世界自然保護基金（WWF）から共同して提出された意見書を受理した。この意見書には、本件勧告的意見の手續への法廷助言者（*amici curiae*）としての参加の許可を求める両非政府団体からの要望が付されていた。当裁判部長による要請に従い、裁判所書記は、両団体に対し2010年8月27日付のそれぞれ別の書簡で、両団体の意見書はITLOS規則133条に基づき提出されたものでないため本件の文書ファイルに含めないこと、ただし、海洋法条約締約国、国際海底機構及び陳述書を提出した政府間国際機構に対し、この意見書は本件の文書ファイルの一部ではなく裁判所のウェブサイトの別の箇所に掲載することを示した上で同意見書を送付することとしたこと、を通知した。2010年8月27日付の通知文書で、締約国、国際海底機構及び上記政府間国際機構に対し、このことを通知した。

14. 2010年9月10日、当裁判部は、グリーンピース評議会と世界自然保護基金からの法廷助言者としての勧告的意見手續への参加の許可を求める要望を考慮した上で、その要望を認めないことを決定した。この決定は、同日に部長からの書簡で両団体に対し通知された。

15. 2010年8月26日付の電子メールで、国際海底機構法務官は、裁判所書記からの要請に従い、同書記に対し、海底採鉱による潜在的な環境影響についての概略を記した文書を送付した。この文書は、裁判所ウェブサイトに掲載された。

16. 陳述書の提出期限後の2010年9月1日付書簡で、国連環境計画（UNEP）が陳述書を提出し、書記局は2010年9月2日にこれを受理した。しかし、当裁判部長は、この陳述書を本件の文書ファイルに含めることとした。そのため、

2010年9月3日、裁判所書記は、この文書の電子的写しを、海洋法条約締約国、国際海底機構及び陳述書を提出した政府間国際機構に送付した。この文書もまた、裁判所のウェブサイトに掲載された。

17. 2010年5月18日の当裁判部長命令で定められた期限までの間に、9の海洋法条約締約国が口頭手続への参加意思を表明した。この9ヵ国は、アルゼンチン、チリ、フィジー、ドイツ、メキシコ、ナウル、オランダ、ロシア連邦及び英国である。同じ期限までの間に、国際海底機構と2つの団体——ユネスコの政府間海洋学委員会（IOC）と国際自然保護連合——もまた、口頭手続への参加意思を表明した。

18. 当裁判部は、口頭手続の開始に先立ち、2010年9月10日、13日及び14日に冒頭評議を行った。

19. 当裁判部は、2010年9月14日、15日及び16日に4回の公開廷において、次の順で口頭陳述を聴取した。

国際海底機構：（訳者注：弁論者名略、以下同じ）

ドイツ連邦共和国

オランダ王国

アルゼンチン共和国

チリ共和国

フィジー共和国

メキシコ合衆国

ナウル共和国

英国

ロシア連邦

ユネスコ政府間海洋学委員会

国際自然保護連合

20. この弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

21. 2010年9月13日付の書簡で、裁判所書記は、ITLOS規則76条1項に基づき、弁論に先立ち、当裁判部が国際海底機構に弁論で取り上げてもらいたいと考える以下の質問リストを同機構に送付した。

1. 海洋法条約153条4項の規定を踏まえ、国際海底機構は、海洋法条約の関連規定の遵守を確保するためにどのような方法で深海底における活動に対して管理を行ってきたのか、また、機構はこの点に関してこれまでどのような経験を積んできたのか。

2. 保証国（複数の国が1の契約者を保証する場合を含む。）は、153条4項が言及する関連規定の遵守を確保するためにこれまでどのような方法で国際海底機構に対して援助してきたのか、また機構はこの点に関してこれまでどのような経験を積んできたのか。
 3. これまで機構が管理してきた深海底における活動（探査及び開発に関連する活動を含む。）は、何か。
 4. 機構は、機構が契約者と締結した契約に関する国による保証証明書（certificate of sponsorship）と国との保証協定（sponsorship agreement）の写しを、裁判所に提出することができるか。
22. 2010年9月14日に行われた公開廷において、国際海底機構のために行われた口頭陳述でこの質問リストの第1点～第3点に対して回答があった。同機構の法務官は、2010年9月17日付の書簡で、この質問リストの第4点に関する情報を通知した。この書簡は、裁判所のウェブサイトに掲載された。
23. 2010年10月13日付の書簡で、裁判所書記は、当裁判部長の要請に従い、同機構法務官に対して、深海底における資源の探査と開発の様々な段階（集鉱、陸上への輸送、輸送後の最初の取り扱い、など）に関する情報と、用いられる技術に関する情報を、当裁判部に提出するよう求めた。2010年11月15日付の書簡で、同法務官はこの情報を提出した。この情報は、裁判所のウェブサイトに掲載された。
24. 当裁判部長が口頭手続の冒頭で述べたように、Chandrasekhara Rao判事が病気のため弁論の場に臨席することができなかった。ただし、当裁判部の承認を得て、同判事は本件勧告的意見に関する裁判官評議に参加した。

IV. 勧告的手続における当裁判部の役割

25. 当裁判部は、海洋法裁判所内にある独立した司法機関であって、勧告的意見及び争訟事件に関する管轄権に基づき、深海底における活動を組織し管理するための法的根拠である海洋法条約第11部及び関連の附属書と規則を解釈する専属的権限が与えられている。
26. 勧告的意見に関する管轄権は、国際海底機構の2つの主要機関である総会と理事会の活動に関連するものである。同機構は、「深海底における活動を組織し及び管理する」ために海洋法条約により設立された国際機構である（海洋法条約157条1項、1994年の海洋法条約第11部の実施協定（以下「1994年実施

協定」とする。) 附属書第1節1項)。同機構は、海洋法条約に従ってその任務を適切に果たすため、独立公平な司法機関の援助を求めることができる。当裁判部が勧告的意見に関する管轄権を有するのは、その理由による。当裁判部は、国際海底機構の機関が活動する体制の一部としてこの管轄権を行使するが、その体制における当裁判部の任務は独立公平な司法機関として行動することである。

27. 海洋法条約159条10項と191条が定めるように、勧告的意見に関する当裁判部の任務は、国際海底機構の総会と理事会から付託された法律問題に関係する。条約159条10項に基づき要請される勧告的意見は、同機構の総会の意思決定過程において同総会を援助することに資する。条約191条に基づく勧告的意見に関する当裁判部の管轄権は、同機構の総会または理事会のいずれかの活動の「範囲内で生ずる法律問題」に関係するものである。

28. 海洋法条約187条が定めるように、当裁判部はまた、深海底における活動に関して、この条文が定める様々な種類の紛争を解決するため係争事件に関する管轄権を有する。

29. 海洋法条約第11部が定める当裁判部の任務に関わるのは、深海底の適切な統制 (good governance) のためである。国際海底機構の事務局長は、弁論において次のように述べている。「海底紛争裁判部は、海洋法条約第11部と1994年実施協定が適切に実施されること及び深海底採鉱制度全体が適切に解釈され適用されることを確保する高度な責任を有する」(ITLOS/PV.2010/1/Rev.1, p. 5, lines 16-19)。

30. 当裁判部は、これらの質問に回答を与えることにより、当裁判部が国際海底機構理事会の活動の遂行を援助し海洋法条約制度の実施に貢献することに、留意する。

V. 管轄権

31. 当裁判部はまず、国際海底機構理事会が要請した勧告的意見を与えるための管轄権があるかどうかを判断する。当裁判部が管轄権を有するための要件は、海洋法条約191条に定められている。これは次の規定である。

「海底紛争裁判部は、総会又は理事会の活動の範囲内で生ずる法律問題に関し、総会又は理事会の要請に応じて勧告的意見を与える。当該勧告的意見の付与は、緊急に処理を要する事項として取り扱われるものとする。」

32. 本件裁判手続についていうと、満たされるべき要件は、(a)国際海底機構理事会からの要請であること、(b)その要請が法律問題に関するものであること、及び、(c)これら法律問題が理事会の活動の範囲内で生ずるものであること、である。

33. 第一の要件について、当裁判部は、海洋法条約191条が当裁判部に勧告的意見を要請する権限を国際海底機構の総会と理事会に与えていることを、確認する。本件において、当裁判部に勧告的意見を要請するとした決定は、理事会が採択したものである。

34. 国際海底機構理事会の手続規則の第56規則1項は、原則として理事会の意思決定はコンセンサス方式によって行うべきである、と定める。1994年実施協定附属書第3節2項は、「原則として、機構の機関の意思決定は、コンセンサス方式によって行うべきである。」と定める。海洋法条約161条8項(e)と国際海底機構理事会手続規則第59規則によると、「コンセンサス」とは正式の異議がないことを意味する。

35. 国際海底機構は、その陳述書において、「海底紛争裁判部に勧告的意見を要請するとした理事会決定は異議なく行われており、したがってコンセンサス方式で行われていると考えることができる」と述べた。同機構が提出した情報もまた、この理事会決定は同機構内部の手続規則に従って行われたことを示している。

36. 以上より、当裁判部は、同理事会からの有効な要請があると結論づける。

37. 次に第二の要件についてであるが、当裁判部が、国際海底機構理事会から要請された勧告的意見が海洋法条約191条の意味における「法律問題」に関するものであることに満足することが、必要である。

38. 当裁判部は、この要件を検討するにあたり、当裁判部に付託された3つの質問が、特に、「深海底における活動の保証に関する条約締約国の法的な責任と義務」、「締約国が保証する者が条約・・・の規定に従わなかったことについての当該国の責任の範囲」、及び「条約・・・に基づく自国の義務を履行するためにとらなくてはならない・・・措置」に関するものであることを、確認する。

39. 当裁判部に付託された質問は、国連海洋法条約の条文の解釈に関係しており、また、一般国際法の問題を提起している。当裁判部は、国際司法裁判所(ICJ)が『『法の観点で構成され国際法の問題を提起する』質問は、その性質から、法に基づく回答を行うことができる』(2010年7月22日のコソヴォ独立宣言事

件勧告的意見25項；西サハラ事件勧告的意見*ICJ Reports 1975*, p. 12, para. 15) と述べたことを、想起する。

40. これらの理由から、当裁判部は、国際海底機構理事会が付託した質問は法的性質を有すると結論づける。

41. 第三の要件についてであるが、海洋法条約191条はまた、勧告的意見は、国際海底機構の総会または理事会の「活動の範囲内で生ずる」法律問題に関係しなくてはならないとしている。本件において、当裁判部に付託された法律問題が同理事会の活動の範囲内で生じたかどうかを判断するのは、当裁判部である。したがって、同理事会の権限を定める海洋法条約と1994年実施協定の条文を検討することが、適切である。

42. 国際海底機構理事会の権限と任務は、海洋法条約第11部第4節、特にその162条に定められており、これは1994年実施協定と合わせて理解される。海洋法条約162条1項及び2項(a)は、次の規定である。

「1 理事会は、機構の執行機関であり、機構の権能の範囲内のあらゆる問題又は事項について、機構の従うべき個別の政策を、総会が定める一般的な政策及びこの条約に即して定める権限を有する。

2 理事会は、1に定める権限を行使するほか、次のことを行う。

(a) 不履行の事案について総会の注意を喚起すること並びに、機構の権能の範囲内のあらゆる問題又は事項について、この部の規定の実施を監督し及び調整すること。」

43. 1994年実施協定附属書の第3節11項(a)は、同附属書第1節6項～11項と合わせて理解すると、海洋法条約附属書Ⅲ第6条に基づき業務計画を承認する任務を理事会に委ねていることが分かる。海洋法条約162条2項(1)は、「第153条4の規定並びに機構の規則及び手続に従って深海底における活動の管理を行う」権限を理事会に与えている。

44. これらの条文に照らして、当裁判部は、付託された法律問題が理事会の活動の範囲内にあると結論づける。なぜなら、これらの法律問題は、理事会の権限と任務（理事会が業務計画を承認する権限を含む。）に関係するからである。

45. 以上の理由で、当裁判部は、国際海底機構理事会が付託した勧告的意見要請を審理する管轄権を有することを、認定する。

VI. 受理可能性

46. 次に、当裁判部は受理可能性の問題を取り扱う。
47. 本件裁判手続の参加者の中には、海洋法条約191条の文言に注意を向けたものがいた。この条文は、当裁判部は勧告的意見を「与える (shall give)」と規定している。これと異なり、ICJ規程65条1項は、ICJは勧告的意見を「与えることができる (may give)」と規定している。この違いを考慮して、上記の参加者らは、ICJは裁量的権限を有するが、当裁判部は管轄権を有する限り勧告的意見の要請を拒否する裁量はない、と主張した。
48. 当裁判部は、海洋法条約191条とICJ規程65条の文言の違いに留意しつつも、本件での受理可能性に関しては、両者の違いの意味を述べる必要はないと考える。
49. 当裁判部は、国際海底機構理事会が要請した勧告的意見を与えることが適当であると考え、したがって、引き続き審理を進めることとする。

VII. 適用のある法と手続規則

50. ここでは、当裁判部は、適用のある法を示すこととする。
51. 海洋法条約293条1項とITLOS規程38条は、当裁判部が適用する法について定めている。
52. 条約293条1項は、次のように規定する。
「この節 [海洋法条約第15部第2節] の規定に基づいて管轄権を有する裁判所は、この条約及びこの条約に反しない国際法の他の規則を適用する。」
53. ITLOS規程38条は、次の規定である。
「海底紛争裁判部は、条約第293条の規定のほか、次のものを適用する。
(a) この条約によって採択された機構の規則及び手続
(b) 深海底における活動であって契約に関連する事項に関するものについては、当該契約の条項」
54. 1994年実施協定2条1項の規定により、同実施協定と海洋法条約第11部の規定は、「単一の文書として一括して解釈され、かつ、適用される。この協定と第11部の規定とが抵触する場合には、この協定が優先する」ことに、留意しなくてはならない。
55. 当裁判部での勧告的意見の手続において適用のある手続規則は、ITLOS

規程40条2項とITLOS規則第H節「勧告的意見の手続」（特に130条1項）に定められている。

56. ITLOS規程40条2項は、次の規定である。

「海底紛争裁判部は、勧告的意見に関する任務の遂行に当たっては、適用可能と認める範囲内で、裁判所における手続に関するこの附属書の規定を指針とする。」

ITLOS規則130条1項は、次の規定である。

「海底紛争裁判部は、勧告的意見に関する任務の遂行に当たっては、この節の規定を適用し及び、適用可能と認める範囲内で、争訟事件に適用のある規程及びこの規則の規定を指針とする。」

Ⅷ. 解 釈

概 説

57. 当裁判部が適用しなくてはならない国際法規則のうち、特に重要な役割を果たすのが条約の解釈規則である。適用のある規則は、1969年の条約法に関するウィーン条約（以下、「条約法条約」とする。）の第3部第3節「条約の解釈」に定められており、ここに31条～33条が含まれる。これらの規則は慣習国際法を反映していると考えられる。当裁判所はこれまでこの見解を明示的に示したことはないが、解釈に関する条約法条約の条文の文言と考え方を借用して、黙示的にこれを示している（2002年12月23日のヴォルガ号事件判決（*ITLOS Reports 2002*, p. 10, para. 77）を見よ）。国際司法裁判所と他の国際裁判所は、いくつかの事案でこの見解を示している（例えば、1994年領土紛争事件ICJ判決（*ICJ Reports 1994*, p. 6, para. 41）、1996年オイルプラットフォーム事件ICJ判決（先決的抗弁, *ICJ Reports 1996*, p. 803, para. 23）、2004年アヴェナ他事件ICJ判決（*ICJ Reports 2004*, p. 12, para. 83）、2010年4月20日のウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決（paras. 64-65）、1985年2月14日のギニア-ギニアピサオ海洋境界画定事件仲裁裁判所判決（*UNRIIAA*, vol. 19, pp. 149-196; 25 *ILM* (1986), p. 252, para. 41）、1996年5月20日の米国ガソリン事件（WT/DS2/AB/R）WTO上級委員会報告（*DSR 1996:I*, p. 3, at pp. 15-16）を見よ）。

58. 以上を考慮して、条約の解釈に関する条約法条約の規則は、海洋法条約と1994年実施協定の条文の解釈に適用される。

59. 当裁判部はまた、条約でない文書及び特に国際海底機構が採択した鉱業規則（Regulations）を、解釈することも求められている。この鉱業規則とは、

2000年の「深海底における多金属性の団塊 (Polymetallic Nodules) の概要調査及び探査に関する規則」(以下、「団塊規則」とする。)と2010年の「深海底における多金属性の硫化物 (Polymetallic Sulphides) の概要調査及び探査に関する規則」(以下、「硫化物規則」とする。)である。

60. これらの文書は拘束力があり、国により交渉されたものであり、かつ、多数国間会議で用いられる手続きとほぼ同じ手続きで採択されたものであることから、当裁判部は、条約法条約に定められた解釈規則が、類推によりこれらの文書の解釈に関する指針を提供しうると考える。本件裁判において、その類推は、これらの文書と海洋法条約との間の密接な関係を考えると、更に強められる。ICJは、前記2010年7月22日コソヴォ独立宣言事件勧告的意見において、条約法条約の解釈規則は国連安全保障理事会の決議の解釈に関して「指針を提供しうる」と述べており(勧告的意見94項)、同様の考えを示しているように思われる。

複数の言語による国際文書

61. 海洋法条約の条文を解釈するにあたっては、これが多数国間条約であることに留意しなくてはならない。つまり、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語が、等しくこの条約の正文である(海洋法条約320条)。また留意すべきであるが、これら6の言語は国際海底機構理事会の公用語でもあり、同機構の鉱業規則と当裁判部に付託された質問を記載する同理事会決定も、英語を原語としつつこれら6言語で採択されたものである。

62. この点に関して考慮すべき関連条文は、条約法条約33条4項である。この条文によると、特定の言語による条約文によることを当該条約が定めている場合を除き、「各正文の比較により、第31条及び前条の規定を適用しても解消されない意味の相違があることが明らかとなった場合には、条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味を採用する。」とされる。

63. 海洋法条約の関連規定の検討から明らかにされているように、異なる言語で用いられている文言は、第三次国連海洋法会議起草委員会が述べた、「可能な限り言語的な一致を向上させ、すべての場合における法的な一致を達成する」

(1981年3月2日付起草委員会委員長報告書(A/CONF.62/L.67/Rev.1) in *Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records*, vol. XV, p. 145, at para. 8) という目的に合致している。確かに、同じ言語内でも

異なる言語の間でも、用いられた文言には一貫性に欠けているところがある。しかし、当裁判部の見解では、海洋法条約の関連条文の正文の間には、意味の違いはない。ただし、海洋法条約のこれらの条文で用いられた用語の比較は、その意味を明らかにするにあたり有用である。

主な用語の意味

64. まず、海洋法条約139条1項と2項、235条1項、及び附属書Ⅲ第4条4項の英語で用いられている“responsibility”の語の意味についてである（それぞれ、「締約国は・・・確保する義務を負う（States Parties shall have the responsibility to ensure）。」、「いずれの国も、・・・履行するものとし（States are responsible for the fulfilment）」、「保証国は、・・・確保する義務を負う（States shall ... have the responsibility to ensure）。」という条文である）。これらの条文における“responsibility”の語は、海洋法条約304条（「損害についての責任（responsibility and liability for damage）」）と附属書Ⅲ第22条（「損害に対し責任（responsibility or liability for any damage）」）における“responsibility”の語の意味とは、異なる。

65. 海洋法条約139条、235条1項及び附属書Ⅲ第4条4項においては、“responsibility”の語は、「義務（obligation）」を意味する。このことは、これらの条文からだけでなく、他の言語での条文と比較しても確認できる。スペイン語では、“estarán obligados”の表現が用いられ、フランス語では、もう少し間接的な形ではあるが同じく明確に“il incombe de”の表現が用いられている。同様に、アラビア語では、“ملزمة تكون”の表現が用いられている。中国語では、“义务”の語が、ロシア語では“обязательство”の語が用いられている。

66. 当裁判部の見解では、前項で引用した条文における“responsibility”の語は一次的義務を指す語であり、それに対し“liability”の語は二次的義務、つまり一次的義務の違反の結果を指す語である。英語の“responsibility”に類似した語でありながら、フランス語の“responsabilité”とスペイン語の“responsabilidad”は、それぞれ、一次的義務の違反の結果をも指す語である。同じことは、アラビア語の“مسؤولية”，中国語の“责任”及びロシア語の“ответственность”についてもいえる。国連国際法委員会（ILC）が2001年に採択した国家責任条文は、「責任（responsibility）」の語に対応するものとして“responsabilité”，“responsabilidad”，“مسؤولية”，“责任”及び“ответственность”

の語を用いたが、このことが混乱をもたらすおそれがある。この混乱は、海洋法条約139条、235条、附属書Ⅲ第4条4項の英語表現を他の言語の表現と比較することで、回避することができる。

67. また、海洋法条約235条3項と附属書Ⅲ第22条の英語表現が“responsibility and liability”と2つの語を一緒に用いているが、この“responsibility”の語はILC国家責任条文で用いられているものと同じ意味である。このことは、英語表現をフランス語表現及びスペイン語表現と比較すると、明白である。両言語は、それぞれ“responsabilité”と“responsabilidad”のみを用いている。同様に、アラビア語、中国語及びロシア語の表現は、それぞれ“مسؤولية”、“責任”及び“ответственность”の語を用いている。

68. 海洋法条約のこれらの条文で用いられている用語についてのこの分析は、本件裁判における3つの質問において用いられたこれらの語の意味を判断するための基礎を提供する。

69. 以上を踏まえていうと、まず、質問1における「法的な責任と義務 (legal responsibilities and obligations)」の文言は、一次的義務を指すものである。つまり、この質問1は、保証国は海洋法条約に基づき何をしよう義務づけられているのか、を問うている。

70. 次に、質問2での英語の“liability”の語は、保証国の義務の違反の結果を指す。

71. そして、質問3については、質問1と同様、“responsibility”は「義務 (obligation)」を意味する。質問3のフランス語とスペイン語でのそれぞれ“responsabilité”と“responsabilidad”の語は、英語の“responsibility”の訳語であり、明らかに、用語を統一するために用いられたものである。他方、海洋法条約139条の英語表現を踏まえて及びフランス語とスペイン語で用いられた語を踏まえていうと、この条文が意図する意味は、「義務 (obligation)」である。同じく、質問3のアラビア語、中国語及びロシア語は、それぞれ、“مسؤولية”、“义务”及び“обязательство”の語を用いている。

質問1について

72. 当裁判部に付託された第一の質問は、次の内容である。

「海洋法条約（特に第11部）及び1994年実施協定に従い、深海底における活動の保証に関する条約締約国の法的な責任と義務 (legal responsibilities and

obligations)は何か。]

73. この質問は、保証国の義務 (obligations) に関係する。海洋法条約、1994年実施協定及び団塊規則・硫化物規則(以下、「海洋法条約・関係文書」とする。)の諸規定の検討に先立ち、当裁判部は、この質問1で用いられた2つの語の意味、つまり「保証」と「深海底における活動」について判断しなくてはならない。

1. 保証

74. 「保証 (sponsorship)」の考えは、海洋法条約の定める深海底資源の探査と開発の制度における重要な要素である。海洋法条約153条2項は、探査活動と開発活動の「平行的制度 (parallel system)」を定めている。すなわち、これらの活動を行うのは、事業体 (Enterprise) 及び、国際海底機構と連携することを条件として、締約国、国営企業、自然人または法人、である。また、この条文は、自然人及び法人は、これらの活動を行う資格を得るには、2つの要件を満たさなくてはならないと規定する。第一に、締約国の国民であるか、または締約国か締約国国民によって実効的に支配されている者でなくてはならない。第二に、「締約国により保証されて」いなくてはならない。海洋法条約153条2項(b)は、保証の要件が国営企業にも適用されることを定めている。

75. 深海底資源の探査及び開発についての契約の申請者について締約国の保証を必要としたのは、国際法上の条約である海洋法条約が拘束するのはその締約国のみであることを前提として、海洋法条約の定める義務が国内法制度の主体により遵守されるという結果を達成するためである。この結果は、これらの者に適用される国際海底機構の鉱業規則の規定によって、及び海洋法条約・関係文書の定める義務を保証国が履行することによって、達成される。

76. 海洋法条約が定めるように、このような保証国の役割は、第11部が定める義務の誠実な遵守を求める人類共同財産原則を適切に適用するにあたり、すべての国の共通利益の実現に貢献するものである。保証国の役割が共通利益を有することは、また、海洋法条約153条4項の定める保証国の義務からも確認される。すなわち、海洋法条約137条2項が規定するように国際海底機構は人類のために行動するのであるが、保証国はそのような国際海底機構を援助する義務を負うのである。

77. 海洋法条約が必要とする締約国と国内法主体との間の関係は、国籍と実効

的支配の2つである。すべての契約者と契約の申請者は、自己の国籍国の保証を確保し維持しなくてはならない。自己の国籍国でない国またはその国の国民が実効的に支配している場合は、その国の保証も必要である。このことは、海洋法条約附属書Ⅲ第4条3項が規定しており、また、団塊規則第11規則2項と硫化物規則第11規則2項で確認されている。

78. 海洋法条約は、締約国に対し、自国籍を有する者あるいは自国ないし自国民が支配する者を保証する義務は、課していない。海洋法条約は、国籍と実効的支配の関係だけでは契約者が海洋法条約・関係文書を遵守するという結果を達成するに不十分と考えており、国籍国と実効的支配国の意思に基づく特別の行為を必要としたのである。その行為は、保証するという意思決定である。

79. 海洋法条約に基づき深海底採鉱を行う締約国は、国際法の主体として、条約の定める義務に直接に拘束される。したがって、締約国自身に対しては、保証要件を適用する理由はない。海洋法条約153条2項(b)と団塊規則第11規則2項・硫化物規則第11規則2項は、この保証義務が国に適用されないことを、確認している。この点はまた、海洋法条約附属書Ⅲ第4条5項からも支持される。この条文は次のように規定する。「締約国が申請者である場合の資格の評価の手続においては、申請者が国であることを考慮する。」

80. もっとも、国際海底機構の実践は、国が契約者である場合において少なくとも2国が、契約の申請にあたり機構に対し保証文書 (documents of sponsorship) を提出する必要があると考えたことを、示している。

81. また、留意すべきであるが、第三次国連海洋法会議の決議Ⅱの定める暫定制度における「登録された先行投資者」である既存の契約者のうち1社を除くすべての契約者が、1994年実施協定の附属書第1節6項(a)(ii)の定める簡易手続によって、探査契約を取得している。決議Ⅱ第1項(c)における「証明国 (certifying States)」は、海洋法条約附属書Ⅲ第4条により保証国が契約者と有する関係と同様の関係を、先行投資者に対して有する。

II. 「深海底における活動」

82. 質問1は、「深海底における活動」に関する保証国の責任と義務に関係している。この語は、海洋法条約1条1項(3)において、「深海底の資源の探査及び開発のすべての活動」と定義されている。条約133条(a)は、第11部の適用上、「資源」とは「自然の状態で深海底の海底又はその下にあるすべての固体状、

液体状又は気体状の鉱物資源（多金属性の団塊を含む。）をいう、と定める。しかし、これら2つの定義は、「探査」と「開発」の語の意味を示していない。133条(b)が「深海底から採取された資源は、『鉱物』という。」と規定することに、留意することが重要である。

83. 「深海底における活動」の語の意味については、海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項に多少の手掛かりを見いだすことができる。これは、次のように規定する。

「事業体は、機構の機関であり、条約第153条2(a)の規定に基づいて深海底における活動を直接に行い、かつ、深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売を行う。」

84. この条文は、海洋法条約153条2項(a)に基づき事業体が直接に行う「深海底における活動」と、事業体に委託されたその他の活動（深海底から採取された鉱物の輸送、製錬及び販売）とを、区別している。したがって、後者の活動は、海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項の規定する「深海底における活動」の範囲に含まれないことになる。

85. 海洋法条約145条は、「深海底における活動・・・により生ずる有害な影響からの海洋環境の効果的な保護を確保するため、この条約に基づき必要な措置をとる」ことを規定するが、この条文は、いかなる活動に関して国際海底機構が規則と手続を採択すべきかを示している。その活動には、「ボーリング、しゅんせつ、掘削、廃棄物の処分、これらの活動に係る施設、パイプラインその他の装置の建設、運用及び維持等の活動」が含まれる。当裁判部の見解では、これらの活動は「深海底における活動」の範囲に含まれる。

86. 海洋法条約附属書Ⅲ第17条2項(f)は、海洋環境の保護に関して国際海底機構が作成すべき規則と手続の規準について規定するが、この条文もまた、「深海底における活動」の範囲に含まれるものについて有用な手掛かりを提供する。この条文は、以下である。

「深海底における活動により又は採鉱を行う場所から採取される鉱物を当該採鉱を行う場所の上方で船上において製錬することにより直接にもたらされる有害な影響から海洋環境を効果的に保護するために、規則及び手続を作成する。その作成に当たり、ボーリング、しゅんせつ、コアの採取及び掘削により直接にもたらされる有害な影響並びに沈殿物、廃棄物又は廃水の海洋環境への処分、投棄及び排出により直接にもたらされる有害な影響の程度を考慮に入れる。」

87. これらの条文から、海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項の定める製錬と輸送は

「深海底における活動」の範囲に含まれないことが分かる。これらの条文は、有害な影響を直接にもたらすような活動を列挙している。ここに列挙された活動は、海洋法条約が何を「深海底における活動」と考えているのかの手掛かりとして考えることができる。つまり、深海底における活動には、ボーリング、しゅんせつ、コアの採取及び掘削のほか、沈殿物、廃棄物または廃水の海洋環境への処分、投棄及び排出、更には、これらの活動に係る施設、パイプラインその他の装置の建設、運用及び維持、が含まれる。

88. 海洋法条約附属書Ⅲ第17条2項(f)の規定から、「採鉱を行う場所から採取される鉱物を当該採鉱を行う場所の上方で船上において製錬すること」は、「深海底における活動」に含まれると考えることができる。先に列挙した活動が、有害な影響を直接にもたらすのが「深海底における活動」なのか「船上において製錬すること」なのかを区別していないことから、両者は同種の活動の一部とみることができる。

89. 団塊規則と硫化物規則は、多金属性の団塊と多金属性の硫化物に関して、「探査」と「開発」を定義している。団塊規則第1規則3項の(b)と(a)は、次のように規定する。

〔(b) 『探査』とは、排他的な権利に基づき多金属性の団塊の鉱床を調査すること、調査を行った鉱床を分析すること、集鉱のための施設及び設備、製錬施設及び輸送施設の試験を行うこと、並びに、開発を行うに当たり考慮すべき環境上、技術上、経済上、商業上その他の適当な要因を研究することをいう。〕

〔(a) 『開発』とは、商業的な目的で深海底における多金属性の団塊を採取すること及びそこから鉱物を抽出することをいい、金属の生産及び販売に向けて採鉱し、製錬し及び輸送するための施設の建設及び運用を含む。〕

90. 同じ定義が、硫化物規則第1規則3項の(b)と(a)にも定められている。

91. 団塊規則と硫化物規則のこれらの条文は、探査については製錬施設と輸送施設の試験の実施を含めており、また、開発については製錬・輸送施設の建設と運用を含めている。

92. これらの鉱業規則が定義する「探査」と「開発」の範囲は、海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項で及び海洋法条約145条と附属書Ⅲ第17条2項(f)で規定される「深海底における活動」よりも、広いように思われる。製錬と輸送は、これらの規則では探査と開発の範囲に含まれているが、海洋法条約附属書Ⅳの上記条文では「深海底における活動」の範囲には含まれていない。

93. 海洋法条約の条文と団塊規則・硫化物規則の条文における「深海底におけ

る活動」の範囲についてのこの相違を考えると、海洋法条約の幅広い枠組みにおいてこれら関連条文を検討することが必要である。条約139条と附属書Ⅲ第4条4項の規定における「深海底における活動」の意味は、これら2つの鉱業規則における「探査」と「開発」の意味ではなく、海洋法条約145条及び附属書Ⅲ第17条2項(f)と附属書Ⅳ第1条1項での「深海底における活動」の意味に合致すると考えるのが妥当であるように思われる。海洋法条約と附属書Ⅲ・Ⅳのこれらの条文はいずれも、同一の法的文書に含まれている。これらの条文は、同一の当事者により交渉され、同時に採択されたものである。したがって、ある条文での文言の意味（またはその文言の範囲からの一定の活動の除外）が他の条文にも適用されると考えることが、合理的であろう。これらの鉱業規則は海洋法条約の下位にある文書であり、もしこれらが海洋法条約に合致しないことがあれば、条約規定と調和するように解釈すべきである。そうではあっても、これらの鉱業規則は、海洋法条約の関連条文を明確にし補完するために用いることができる。

94. 以上のことから、「深海底における活動」の語には、探査及び開発の文脈においては、まず、深海底からの鉱物の採取 (recovery) とその水面上への揚鉱 (lifting) が含まれる。

95. 前項で述べた活動に直接に関連する活動（例えば、鉱物からの水分の排出 (evacuation) や商業的価値のない物質の事前の分離 (海中への廃棄を含む。)) は、「深海底における活動」の語に含まれると考えられる。「製錬 (processing)」, つまり鉱物から金属を抽出する通常は陸地にある工場で行われる加工作業は、「深海底における活動」には含まれない。このことは、海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項の文言と、当裁判部への要請に当たり国際海底機構が提出した情報から、確認できる。

96. 深海底で契約者が活動する場所の上部にある公海の海域からの陸地への輸送 (transportation) は、「深海底における活動」の範囲に含まれることはない。海洋法条約附属書Ⅳ第1条1項において「深海底における活動」から輸送が除外されていることと両立しないからである。もっとも、公海海域で行われる輸送は、これが金属の抽出 (extraction) と水面上への揚鉱に直接関係する場合には、深海底における活動に含まれるとすべきである。多金属性の団塊について例を挙げると、水面上への運搬先である船舶または施設から、水分の排出と廃棄されるべき物質の事前分離と処理 (disposal) が行われる別の船舶または施設に向けた輸送が、これに当たる。陸地の場所への輸送を含めていないのは、

公海上の航行に関わる規定などの海洋法条約規定と無用な抵触を引き起こすのを回避するためである。

97. 「深海底における活動」から水分の排出と物質の処理を除外してしまうと、これは契約者が行う活動のうち環境に最も危険なものの1つでありながら、保証国の義務が及ぶ活動ではなくなることになる。このことは、海洋法条約192条の「海洋環境を保護し及び保全する」べき締約国の一般的義務に反することになる。

Ⅲ. 概要調査

98. 「概要調査 (prospecting)」は、海洋法条約附属書Ⅲ第2条及び団塊規則と硫化物規則で言及があるが、海洋法条約の「深海底における活動」の定義に含まれていない。それは、海洋法条約とこれらの鉱業規則は、「探査」・「開発」と概要調査とを区別しているためである。また、海洋法条約・関係文書において、概要調査については保証が義務づけられていない。当裁判部は、付託された質問が「深海底における活動」と保証国に関係しているものであることから、概要調査の活動については取り上げない。ただし、概要調査は採鉱の実務と法律において探査の前段階として取り扱われることが多いことから、当裁判部は、本件勧告的意見のいくつかの記述は概要調査にも適用されるものとする。

Ⅳ. 義務 (Responsibilities and obligations)

主要条文

99. 保証国の義務 (obligations) に関する主要条文は、海洋法条約の139条1項、153条4項 (特に第2文)、及び附属書Ⅲ第4条4項 (特に第1文) である。

100. これらの条文は次のように定める。

139条1項

「締約国は、深海底における活動 (締約国、国営企業又は締約国の国籍を有し若しくは締約国若しくはその国民によって実効的に支配されている自然人若しくは法人のいずれにより行われるかを問わない。) がこの部の規定に適合して行われることを確保する義務 (responsibility) を負う。国際機関は、当該国際機関の行う深海底における活動に関し、同様の義務 (responsibility) を負う。」

153条4項

「機構は、この部の規定、この部に関連する附属書、機構の規則及び手続並びに3に規定する承認された業務計画の遵守を確保するために必要な深海底における活動に対する管理を行う。締約国は、第139条の規定に従い当該遵守を確保するために必要なすべての措置をとることによって機構を援助する。」

附属書Ⅲ第4条4項

「保証国は、条約第139条の規定に基づき、自国の法制度の枠内で、自国が保証している契約者が契約の条件及びこの条約に基づく義務 (obligation) に従って深海底における活動を行うことを確保する義務 (responsibility) を負う。保証国は、自国の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自国の法制度の枠内で合理的に適当な法令を制定し及び合理的に適当な行政上の措置を講じている場合には、自国が保証している契約者の義務の不履行によって生ずる損害についての責任 (liable) を負わない。」

101. これら3条文を精査すると、海洋法条約153条4項と附属書Ⅲ第4条4項の両方が139条に言及していることから、139条が中心的役割を果たしていることが分かる。また、附属書Ⅲ第4条4項は保証国に言及しているが、139条1項と159条4項はこれに明示的に言及していない。しかし、締約国が保証している者のみが139条1項が定める深海底活動を行うことができるのであるから、これら3条文はいずれも保証国について定めていると解さなくてはならない。

102. 留意すべきだが、海洋法条約153条4項第2文は締約国が国際海底機構を「援助する」義務を有すると規定しており、同機構の義務に関連する保証国の義務を定めている。後ほど質問2への回答で述べるように、保証国の副次的役割は海洋法条約附属書Ⅲ第22条に示されているが、この条文には、契約者の責任 (liability) と同機構の責任は定められているけれども保証国の責任は定められていない (後述199項を見よ)。

保証国が確保しなくてはならない契約者の遵守義務

103. 前述100項で言及した3条文は、保証国の義務は、自国が保証する契約者が「深海底における活動」をこれら3条文が定める規則に「適合して」・「従って」あるいはその規則を「遵守」して行うことを「確保する」ことである、と明記している。

104. これらの規則は、海洋法条約139条では「この部」(第11部)として、153条4項では「この部の規定、この部に関連する附属書、機構の規則及び手続並

びに3に規定する承認された業務計画」として、そして附属書Ⅲ第4条4項では「契約の条件及びこの条約に基づく義務」として、言及がある。

105. 前項などで引用した139条の文言と153条の文言の違いは、起草上の違いに過ぎない。139条での第11部への言及には、附属書Ⅲと附属書Ⅳが含まれている。当裁判部の見解では、この言及には国際海底機構の規則と手続及び探査と開発のための契約（または業務計画）も含まれるが、いずれも第11部と第11部に関連する附属書を根拠とする。

106. 附属書Ⅲ第4条4項が定める契約者の「この条約に基づく義務」は、139条と153条が定める義務よりも広いように思われる。両者の違いは、もし海洋法条約の他の箇所（つまり第11部、条約附属書、国際海底機構の規則と手続及び関連する契約、を除く部分）で契約者の義務が定められているならば、意味を持つことになろう。しかし実際にはそのような規定はないので、契約者の義務の範囲は、海洋法条約のこれら3つの主要条文では規定の仕方に違いはあるけれども、事実上、実質的に同一であるといえよう。

「確保する義務」

107. 質問1の中心的論点は、海洋法条約139条1項と附属書Ⅲ第4条4項の「確保する義務（responsibility to ensure）」の語の意味についてである。

108. 「確保する義務」は、国際法上の保証国の義務（obligation）を示している。この義務が作り上げた仕組みは、深海底活動に関する海洋法条約の諸規則——本来は条約上の規則でありこれを受諾した国際法主体のみを拘束する——が、国内法において法的基盤を有する契約者にも効力を有するようになる、というものである。この仕組みは、締約国が、自国の国籍を有し自国の管理（control）下にある者に対して自国の権限を行使することによって履行しなければならないという義務を創設することを本旨とする。

109. 後に質問2への回答において詳細に見るが、この義務の違反は「責任（liability）」を伴う。しかし、保証された契約者による義務違反が、すべて自動的に保証国の責任を引き起こすということではない。この責任の発生は、国が、自国が保証する契約者による遵守を「確保する」義務を履行しない場合に限られる。

110. 保証国が負うこの「確保する」義務は、自国が保証する契約者が上述の義務を遵守するという結果をすべての場合に達成する、という義務ではない。この義務は、この結果を達成するために、適当な手段を講じ、可能な限り最善

の努力を尽くし、及び最高のことを行う、という義務である。国際法において今日的な語を用いると、この義務は、「結果の」義務ではなく「行動の」義務であり、また「相当の注意」義務であるということができよう。

111. 「相当の注意」義務と「行動の」義務の観念は、結びついている。このことは、前記2010年ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決にはっきりと現れている。「規制的手段ないし行政的手段を用いこれを執行する義務は、行動の義務である。したがって、両当事国は、[ウルグアイ河規程] 36条に基づき、この河の生態的バランスを保全するために必要な措置を行うために[ウルグアイ河]委員会を通じて行動して、相当の注意を尽くすよう求められる。」(判決187項)。

112. 「確保する」の語は、国の管轄下にある者が行うすべての違反行為についてその国が責任を負う (liable) とすることは合理的ではないけれども、私人の行動は国際法上その国に帰属しないという原則 (ILC国家責任条文8条注釈1項を見よ) を単純に適用しただけでは同じく満足できないような場合の義務を指すために、国際法文書においてよく用いられる。

113. この例は、海洋法条約194条2項に見られる。これは、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること・・・を確保するためにすべての必要な措置をとる。」と定める。

114. 海洋法条約139条と前述100項で言及した3条文における「確保する」義務の性質は、139条のフランス語とスペイン語では、より明確に現れている。フランス語では“il incombe aux Etats Parties de veiller à ...”であり、スペイン語では“los Estados Partes estarán obligados a velar”である。フランス語の“veiller à”もスペイン語の“velar”も、英語の“ensure”よりもはっきりと、注意を尽くすという考えを示している。アラビア語条文は、“بضمان ملزمة الأطراف الدول تكون”，中国語条文は、“締約国应有责任确保”，ロシア語条文は“Государства-участники обязуются обеспечивать”であり、これらも同様の方向を指し示している。

115. 前記ウルグアイ河パルプ工場事件判決において、ICJは、「相当の注意をもって行動する義務」と性格づけた条約義務の意味について、次のように説明した。

「その義務は、適当な規則を制定し適当な措置を講じることだけではなく、その実施にあたり一定水準の警戒を行い、かつ、公的な運用者と民間の運用者に適用される行政的管理を行うことであり、運用者が行う活動を監視することを含

む。」(判決197項)

116. ILCもまた、2001年に採択した危険活動越境被害防止条文3条の注釈で、同様の考えを示している。この3条は、越境被害を引き起こす危険を伴う活動の起源国は、「重大な越境被害を防止し又はその危険を最小化するためにすべての適当な措置をとる。」と定めている。その注釈は、次のように述べる。

「起源国が防止措置または最小化措置をとる義務は、相当の注意の1つである。起源国が行う行動から、その起源国が本条に基づく義務を遵守しているかどうか判断される。ただし、ここでの相当の注意義務は、重大な被害が完全に防止されることが不可能である場合には、その完全な防止を保証するものではない。この場合、起源国は、その危険を最小化するために可能な限り最善の努力を尽くすことが求められる。その意味で、この相当の注意義務はそのような被害が生じないことを保証するのではない。」(3条注釈7項)

確保する「相当の注意」義務の内容

117. 「相当の注意」義務の内容を正確な言葉で書き表すことは、容易でない。正確に書き表すことを難しくしている要因は、特に、「相当の注意」が可変的な概念であるという点である。この概念は時代により変わるものであり、ある時代には十分に注意を尽くしているとされていた措置が、例えば新たな科学技術の知見に照らすとその注意が充分でなくなることもある。この概念は、活動に伴う危険との関連で変わることもある。ただ、深海底における活動についていうと、概要調査は総じて探査活動よりは危険度が低く、探査活動は開発より危険度が低い、と述べることは合理的であろう。また、対象とする鉱類が異なる場合、例えば、多金属性の団塊である場合と多金属性の硫化物やコバルトリッチ鉄-マンガンクラスト (cobalt rich ferromanganese crusts) である場合とでは、深海底における活動に求められる注意の基準が異なることもであろう。相当の注意の基準は、危険が大きい活動ほど厳しくなければならない。

118. 海洋法条約153条4項第2文は、保証国の義務は、139条の規定に従って、自国が保証する契約者の遵守を「確保するために必要なすべての措置をとること」である、と規定する。海洋法条約附属書Ⅲ第4条4項は、保証国の「確保する義務 (responsibility)」が「自国の法制度の枠内で」適用されることを明確にしている。これらの規定において、海洋法条約は、確保する「相当の注意」義務の内容についていくつかの要素を提供している。必要な措置が義務づけられ、これらの措置は保証国の法制度の枠内でとられる、ということである。

119. 「確保するために必要な措置」の語については、更にまた、海洋法条約139条2項但書と附属書Ⅲ第4条4項第2文の条文から、考察することができる。これらの条文の主な目的は、保証国は一定の措置をとった場合には損害についての責任から免除される、とすることである。したがって、保証国がとるべきその措置についての規定内容は、保証国の「相当の注意」義務を明確にするためにも用いることができよう。この規定内容は、海洋法条約139条2項では、「第153条4及び同附属書第4条4の規定による実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置」と一般的な文言のままである。附属書Ⅲ第4条4項はもう少し具体的で、保証国に対し、「法令」を制定し及び「自国の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自国の法制度の枠内で・・・合理的に適当な行政上の措置」を講じることを、義務づけている。

120. これらの措置(その執行面を含む。)の内容について更に詳細なところは、質問3への回答で取り扱うこととする。質問1に関しては、「相当の注意」をもって「確保する」義務は保証国に対し自国の法制度の枠内で措置をとることを義務づけていること、及びその措置は「合理的に適当」でなければならないこと、が確認された。

V. 保証国の直接義務

121. 保証国の義務は、相当の注意をもって「確保する義務」に限らない。海洋法条約・関係文書において、保証国は、自国が保証する契約者が一定の行動を行うよう確保する義務とは別に、遵守しなくてはならない義務も負っている。これらの義務は、「直接義務」と性格づけることができる。

122. 保証国に課せられたこれら直接義務のうち、最も重要なものは以下である。すなわち、深海底における活動に対し管理を行う国際海底機構を援助する義務、予防的アプローチを適用する義務、環境のための最良の慣行を適用する義務、海洋環境の保護のために国際海底機構が緊急の命令を発する事態における対応能力の保証を確保するための措置をとる義務、汚染により引き起こされる損害に関する救済手段の利用を確保する義務、及び、環境影響評価を行う義務、である。これらの義務は、後述124～150項で取り上げる。

123. なお、これらの義務の遵守は相当の注意をもって「確保する義務」の履行における関連要因としても捉えることができること、及び、これらの義務は多くの場合特定の規則の遵守を確保する義務と評されるものであること、を予

め述べておく。

国際海底機構を援助する義務

124. 海洋法条約153条4項第2文によると、保証国は、海洋法条約第11部・関係文書の関連規定の遵守を確保するため、深海底における活動を管理する任務を有する国際海底機構を援助する義務を有する。この義務は、「第139条の規定に従い当該遵守を確保するために必要なすべての措置をとることによって」履行される。保証国のこの義務は直接義務であるが、この義務は海洋法条約139条の定める「相当の注意義務」を遵守することで履行されるものである。

予防的アプローチ

125. 団塊規則と硫化物規則は、保証国の直接義務を設ける条文を有する。この義務は、自国が保証する契約者が海洋法条約第11部・関係文書の定める義務を履行することを「確保する義務」の履行に関係する。その条文は団塊規則第31規則2項と硫化物規則第33規則2項であり、両条文とも、保証国（と国際海底機構）が、「深海底における活動から生じる有害な影響から海洋環境が効果的に保護されることを確保する」ために「リオ宣言第15原則に反映されている予防的アプローチを適用する」ことを定めている。

126. 1992年の環境及び開発に関するリオ宣言（以下「リオ宣言」とする。）の第15原則は、次の規定である。

「環境を保護するため、予防的アプローチは、各国により、その能力に応じて広く適用しなければならない。深刻な又は回復し難い損害のおそれが存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止する上で費用対効果の大きい措置を延期する理由として用いてはならない。」

127. 上述の鉱業規則の条文は、予防的アプローチを定める非拘束的なりオ宣言のこの規定を、拘束力ある義務に転換している。これらの鉱業規則に定められた予防的アプローチの実施は、保証国の義務の1つである。

128. 留意すべきであるが、リオ宣言第15原則第1文は一般的な文言で「予防的アプローチ」について定めるが、第2文は、その対象範囲を、「深刻な又は回復し難い損害」のおそれと、「環境悪化」を防止するためにとられる「費用対効果の大きい」措置とに、限定している。

129. また、第15原則第1文は、予防的アプローチは各国により「その能力に応じて」適用されると規定しており、国による能力の違いにより予防的アプロー

チの適用に違いがある可能性を認めている（後述151～163項参照）。

130. これら2つの鉱業規則の定める予防的アプローチが適用されるのは、特に、これらの鉱業規則が定める活動に対して、つまり多金属性の団塊と多金属性の硫化物の概要調査と探査に対してである。今後、国際海底機構は、開発活動と他の鉱類に関する活動を規律するにあたり、この予防的アプローチを確認しまたは更に発展させるものと思われる。

131. 当裁判部は、団塊規則と硫化物規則に基づき保証国と国際海底機構の双方が深海底における活動に関して予防的アプローチを適用する義務を負うことを確認したが、次に、予防的アプローチは保証国の一般的な相当の注意義務の不可分の一部でもあって鉱業規則の適用範囲外にも適用されることを、示すこととする。保証国の相当の注意義務は、保証国に対し、自国が保証する契約者の活動から生じうる損害を防止するためにすべての適当な措置をとることを義務づけるものである。この義務は、当該活動の範囲と潜在的に有害な影響に関して科学的証拠が不十分であるがある程度信頼性のある潜在的な危険の徴候（plausible indications）がある状況において、適用される。保証国は、このような危険を看過すると、相当の注意義務を履行したことになる。このような看過は、予防的アプローチを遵守しなかったことになる。

132. 相当の注意義務と予防的アプローチの関係は、1999年8月27日のみなみまぐる事件（ニュージーランド対日本、オーストラリア対日本）暫定措置命令において、黙示的に示された。この関係については、当裁判所が、紛争当事国は「このような状況においては、保存措置がとられることを確保するために、慎重さと注意をもって行動すべきである」（*ITLOS Reports 1999*, p. 274, at para. 77）と述べたことに現れているし、また、「みなみまぐる資源の保存のためにとられるべき措置に関して科学的不確実性が存在する」（para. 79）、「当裁判所は、裁判当事国が提出した科学的証拠を確定的に評価することはできないけれども、緊急事項として暫定措置がとられるべきである」（para. 80）、と述べていることから、確認できる。

133. 更にまた、探査契約の「標準条項」を定める硫化物規則附属書4の第5.1節が次のように規定していることにも、留意すべきである。

「契約者は、深海底における自己の活動から生じる海洋環境への汚染及びその他の危害を防止し、減少させ及び管理するため、合理的に可能な限り予防的アプローチ及び環境のための最良の慣行を用いて、必要な措置をとる。」

このように、予防的アプローチ（上記標準条項のフランス語条文では「予防原

則」としている)は契約者の契約上の義務であり、保証国はその遵守を確保する義務 (responsibility) を負う。

134. 団塊規則においてこれに対応する探査契約標準条項である附属書4の第5.1節は、予防的アプローチに言及していない。ただ、前述131項で示した一般的義務に基づき、保証国は、自国が保証する者に対して予防的アプローチを用いるよう義務づけるために自国の法制度の枠内で措置をとらなくてはならない。

135. 当裁判部の見るところ、予防的アプローチは、国際条約及びその他の文書で取り入れられることが非常に増えており、その多くはリオ宣言第15原則の定式を反映している。当裁判部の見解では、このことは、予防的アプローチが慣習国際法の一部となるような傾向を見せている。この傾向は明らかに、鉱業規則において及び硫化物規則附属書4第5.1節の「標準条項」において予防的アプローチが規定されていることで、強められている。前記ウルグアイ河パルプ工場事件判決164項でICJが「予防的アプローチは、[ウルグアイ河] 規程の条文の解釈及び適用において、関係しうる」と述べていることも、同様である(このウルグアイ河規程はその解釈をめぐる紛争当事国が争っている二国間環境条約である)。判決のこの部分は、条約法条約31条3項(c)に照らして解釈することができる。すなわち、この条文が示すように、条約は文脈のみならず「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」も考慮して解釈すべきである。

環境のための最良の慣行

136. 更にまた、硫化物規則第33規則2項は、保証国の予防的アプローチ適用義務を、「環境のための最良の慣行 (best environmental practices)」を適用する義務で補完している。これと同じ義務は、硫化物規則附属書4 (探査契約の標準条項) の第5.1節において、契約上の義務として定められている。団塊規則では、この「最良の環境慣行」の規定はない。その標準契約条項 (附属書4第5.1節) は、契約者が利用できる「最良の技術 (best technology)」に言及するのみである。団塊規則より後に作成された硫化物規則の方が厳しい基準を採用していることから、科学的知見の進歩に照らして、国際海底機構の構成国は保証国が一般的に「最良の環境慣行」を適用する必要があると確信するようになったものと思われ、その結果この最良の環境慣行は保証国の相当の注意義務に含まれるようになったと考えることができよう。

137. これを否定する特段の理由がないので、団塊規則は、その後の硫化物規

則の採択が示すような法の発展に照らして解釈されるべき、といえよう。

海洋環境の保護のために国際海底機構が緊急の命令を発する事態における対応能力の保証

138. 保証国に直接に課された別の義務が、団塊規則第32規則7項と硫化物規則第35規則8項に定められている。この義務が生じるのは、契約者が国際海底機構理事会に対し、「緊急の命令に直ちに従うための又は理事会がこの緊急措置をとることができるよう確保するための金銭的能力及び技術的能力を自己が有することの保証 (guarantee)」を行わなかった場合である。このような場合について、団塊規則第32規則7項は、次のように規定する。

「保証国は、事務局長からの要請により並びに条約第139条及び第235条に従い、契約者がこの保証を提出することを確保するための必要な措置をとり、又は機構が前項の定める義務 (responsibilities) を果たす際に契約者が機構に援助を行うことを確保するための措置をとる。」

硫化物規則第35規則8項も、これと同様の規定である。

救済手段の利用

139. 保証国が自国の法制度の枠内で法令を制定する義務に実質的な内容を与えるその他の直接義務は、海洋法条約235条2項に定められている。この条文は、次の規定である。

「いずれの国も、自国の管轄の下にある自然人又は法人による海洋環境の汚染によって生ずる損害に関し、自国の法制度に従って迅速かつ適正な補償その他の救済のための手段が利用し得ることを確保する。」

140. この条文は、損害を引き起こした者に対して管轄権を有する国である保証国に、適用される。この条文は、保証国に対して手続を用意するよう義務づけまた必要な場合国内裁判所での損害賠償請求を規律する実体規則を定めるよう義務づけることによって、その国が保証する契約者が、海洋法条約附属書Ⅲ第22条に従い深海底活動に際して行われた不法の行為により生じた損害を賠償する義務を履行することを確保することに、役立つのである。

VI. 環境影響評価

141. 契約者が環境影響評価を行う義務は、1994年実施協定附属書第1節7項

に定められている。これは次のように規定する。「業務計画の承認のための申請は、・・・提案された活動の環境に及ぼす潜在的な影響についての評価・・・を添付する。」。保証国は、自国が保証する契約者がこの義務に従うよう確保する相当の注意義務を負う。

142. 団塊規則第31規則6項と硫化物規則第33規則6項は、環境影響評価に関する保証国の直接義務を定めている。これもまた、保証国の相当の注意義務を履行するための関連要因として捉えることができる。この義務は、前述124項で検討した国際海底機構を援助する直接義務に関係するものである。鉱業規則のこれらの条文は、次のように規定する。「契約者、保証国及び利害関係を有するその他の国又は者は、深海底における採鉱が海洋環境に及ぼす影響を監視し及び評価するための計画の策定及び実施に関して、機構に協力する。」。この条文の目的は、国際海底機構が深海底活動を管理するにあたり海洋法条約153条4項に基づき保証国が機構に協力する義務と、同条約139条に基づく保証国の一般的な相当の注意義務を、明確にし及びその遵守を確保することである。保証国の義務には、影響評価の作成と実施に関して国際海底機構に協力することのみでなく、契約者が環境影響評価を実施する義務を遵守するよう確保するために適当な手段を用いることも、含まれる。

143. 契約者と保証国は、深海底での採鉱が海洋環境に及ぼす影響を評価するための監視計画の作成に関して、国際海底機構と協力しなくてはならない。その方法は特に、「影響比較区域 (impact reference zones)」と「保護比較区域 (preservation reference zones)」の設定である (団塊規則第31規則6項及び7項、硫化物規則第33規則6項)。「影響比較区域」と「保護比較区域」における環境面での諸条件を比較することで、深海底における活動の影響を評価することが可能となる。

144. 団塊規則第38規則に基づき、2002年に国際海底機構の法律・技術委員会が作成した「深海底における多金属性の団塊の探査から生じる環境影響の評価のための契約者の指針についての勧告」(ISBA/7/LTC/1/Rev.1, 2002年2月13日付)の第10項が示しているように、一定の活動については、「事前の環境影響評価と環境監視計画」が必要である。その活動の一覧がこの勧告第10項(a)~(c)に記されている。

145. 環境影響評価を行う義務は、海洋法条約上の直接義務であり、かつ、慣習国際法上の一般的義務である、ということを強調しておきたい。

146. 海洋法条約では、206条が次のように規定している。

「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条に規定する方法によりその評価の結果についての報告を公表し又は国際機関に提供する。」

〔前条（205条）は、報告の公表義務について定める。〕

147. 慣習国際法について、ICJは、前記ウルグアイ河パルプ工場事件判決で次のように述べている。

「この実践は、近年諸国の間で幅広く受け入れられており、今日では、計画されている産業活動が国境を越えて特に共有資源に対して重大な悪影響を及ぼすような危険がある場合には環境影響評価を実施すべきとする一般国際法上の義務であると考えることができよう。また、河川レジームまたは河川の水質に影響を及ぼす作業を計画する当事者が、その作業の潜在的影響について環境影響評価を実施しなかった場合には、相当の注意とこの相当の注意に含まれる警戒と防止の義務が果たされたとはいえない。」（判決204項）

148. この判決は、事件の具体的な状況について審理したものであるが、ここで述べられた内容は一般的な広がりがあることから、団塊規則・硫化物規則の適用範囲に含まれないような深海底活動についても対象にしようと思われる。ICJの理由付けは国境を越えるという文脈でのものであるが、これは、国家管轄権の限界を超える場所における環境に影響を及ぼす活動にも適用することができる。また、判決は「共有資源」に言及したが、これは人類の共同の財産である資源にも適用することができる。したがって、ICJが述べた慣習規則に照らすと、環境影響評価は、「沿岸国の管轄権の及ぶ区域の境界にまたがって存在する深海底の資源の鉱床」に関して海洋法条約142条が定める協議と事前通報の制度に含まれるというべきである。

149. ただし、ICJの見解によると、一般国際法は「環境影響評価の範囲と内容を明確に」していない（前記ウルグアイ河パルプ工場事件判決205項）。海洋法条約206条はその範囲と内容をごくわずかに示しているに止まるが、鉱業規則と特に前述144項で言及した国際海底機構法律・技術委員会勧告が、深海底における活動に関して適用される義務を詳しく具体的に示している。

150. 以上のことから、当裁判部は、環境影響評価に関する契約者と保証国の義務は、鉱業規則の個々の規定の適用範囲に含まれない活動にも及ぶと考える。

VII. 開発途上国の利益とニーズ

151. 深海底における活動に関して、海洋法条約前文5項は、前文4項に掲げた目標の達成について次のように規定している。

「(このような目標の達成が,) 人類全体の利益及びニーズ, 特に開発途上国(沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。)の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献する」

152. したがって、保証国が開発途上国である場合、海洋法条約・関係文書において、保証国が先進国である場合に与えられる待遇以上の特惠待遇が与えられるかどうか、を検討する必要がある。

153. 海洋法条約140条1項は、次のように規定する。

「深海底における活動については、沿岸国であるか内陸国であるかの地理的位置にかかわらず、また、開発途上国の利益及びニーズ・・・に特別の考慮を払って、この部に明示的に定めるところに従い、人類全体の利益のために行う。」

154. 海洋法条約148条は、次の規定である。

「深海底における活動への開発途上国の効果的な参加については、開発途上国の特別の利益及びニーズ、特に開発途上国のうちの内陸国及び地理的不利国が不利な位置にあること(深海底から離れていること、深海底への及び深海底からのアクセスが困難であること等)から生ずる障害を克服することの必要性に妥当な考慮を払い、この部に明示的に定めるところによって促進する。」

155. これらの条文は、深海底における活動について、海洋法条約前文5項に述べたことを、発展させている。

156. 本件勧告的意見、特に質問1との関連でいうと、海洋法条約148条の意味を判断することが重要である。この条文によると、開発途上国の利益とニーズに考慮を払って深海底における活動への途上国の参加を促進するという一般的な目的は、第11部に「明示的に定めるところによって」達成される、とされる(この考えは140条にも見られる)。このことから、海洋法条約第11部の個々の条文に規定されたもの以外には、途上国の利益とニーズを考慮するための一般的な条文はない、ということが出来る。第11部を細かく見ると、深海底における活動への途上国の参加を確保し途上国の利益とニーズを特に考慮するための規定がいくつかあることが分かる。

157. この点に関して海洋法条約が採用した方法は、特に次のものがある。まず、開発途上国は、国際海底機構に留保された深海底の鉞区での採鉞を希望する場

合には特惠が与えられる(附属書Ⅲの8条及び9条)。次に、国は、「開発途上国・・・・の利益のため」に計画が作成されることを確保するため、深海底における海洋の科学的調査における国際協力を促進する義務を負う(143条3項)。第三に、国際海底機構と締約国は、途上国への技術移転を促進する義務を負い(144条1項及び1994年実施協定附属書第5節)、途上国の要員に対し訓練の機会を与える義務を負う(144条2項及び1994年実施協定附属書第5節)。第四に、国際海底機構は、その権限及び任務の遂行に当たって、無差別の規則があるにも関わらず途上国に対し特別の考慮を払うことが許されている(152条)。最後に、国際海底機構理事会は、深海底における活動から得られる金銭的利益その他の利益の衡平な配分に関する規則及び手続を勧告し及び承認するにあたり、「開発途上国・・・・の利益及びニーズに特別の考慮を」払う義務を負う(160条2項(f)(i)及び162条2項(o)(i))。

158. ただし、海洋法条約には、保証国の責任(the responsibility (or the liability))については、保証国が途上国である場合に特惠待遇の付与を「明示的に定める」ような一般的な条文はない。上述のように、第11部に明示的に定められたこと以外に、途上国の利益とニーズを考慮すべきとする条文はない。したがって、結論としては、保証国の責任(responsibility and liability)に関する一般的な条文が、途上国であるか先進国であるかを問わずすべての保証国に対し等しく適用される、といえよう。

159. 途上国と先進国の間の平等待遇は、先進国に基盤を有する商業的会社が、負担の軽い規制と管理を求めて途上国に会社を設立して途上国の国籍と保証を取得する、ということを防止する必要にも合致する。「便宜置籍」保証国が増えると、海洋環境の保護、深海底における活動の安全性及び人類の共同の財産の保護に関する厳しい基準の統一的適用が害されることになる。

160. これらの指摘は、保証国の直接義務を定める規則で先進国と途上国とで異なる待遇を定めることを、妨げるものではない。

161. 前述125項で指摘したように、団塊規則と硫化物規則は、保証国に対して海洋環境の効果的な保護を確保するにあたり予防的アプローチを適用する義務を定めているが、ここにおいてリオ宣言第15原則に言及している。前述したように、この第15原則は、予防的アプローチは各国により「その能力に応じて」適用されなければならない、と規定している。したがって、予防的アプローチを適用する義務に従うという義務は、保証国が途上国である場合よりも先進国である場合の方が、厳格となる。ただし、リオ宣言における能力の違いに関

する規定は、前述したように、硫化物規則第33規則2項の定める「最良の環境慣行」に従う義務には適用されない。

162. また、「能力」の文言は、先進国と途上国の違いを一般的かつ曖昧な形で述べているにすぎない。具体的な状況においては、関連の科学技術分野においてその国がどれほどの水準の科学的知見と技術能力を有しているかが、重要である。

163. 海洋法条約前文5項は、条約の目標の達成が「人類全体の利益及びニーズ、特に開発途上国（沿岸国であるか内陸国であるかを問わない。）の特別の利益及びニーズを考慮した公正かつ衡平な国際経済秩序の実現に貢献する」ことを強調している。前述したように、海洋法条約148条は、深海底における活動への途上国の効果的な参加の促進について述べている。特に、海洋法条約附属書Ⅲ第9条4項が、具体的に、途上国と途上国によって保証され実効的に支配されている自然人と法人が、留保鉱区に関する業務計画を提出することを希望する旨を機構に通報することができるとする権利を定めていることは、重要である。これらの条文は、国際海底機構と途上国の両方に有利な形で、申請された契約鉱区の半分を留保するという効果を有する。前述157項で言及した条文と合わせて読むと、これらの条文は、途上国が先進国と平等の立場で深海底採鉱に参加できるようにするために、その効果的な履行を義務づけている。途上国は、必要な援助（訓練を含む。）を受けべきである。

(2015年4月12日稿) (未完)

【付記】本稿は、平成23-26年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)「海洋法秩序の現代的発展過程に関する研究-法史的・理論的研究を踏まえて」による成果の一部である。